

## 監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成28年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
情報政策課	(1) 収入に関する事務 ア 光ファイバーケーブル芯線の貸付料について、収入調定書を起票し、4月末日を納期限とした納入通知書を送付しなければならないが、当該事務手続がなされていないことにより、貸付料1,430,133円が納入されていなかった。	会計課と契約課に相談の上、収入調定書を起票し送付を行い、納入されたことを確認した。 次年度以降同様のミスが起こらないよう、複数職員による確認やチェックリストの作成を行うこととした。	平成28年10月27日調定 平成28年11月11日納入

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
措置を講じたもの等はありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成28年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子育て助成課, こども育成課	(2) 支出に関する事務 ア 嘱託職員の報酬の支給で, 病気休暇の有給日数を誤ったことにより, 1件18,454円の未払いのもの, また, 勤務時間の集計を誤ったことにより, 2件2,000円の過払いのものがあった。	追給及び戻入を行った。	平成28年9月8日追給 平成28年10月13日戻入
こども育成課	イ 嘱託職員の報酬に係る所得税の算定に当たり, 計算順序や端数処理を誤ったことで, 9件216円の過大徴収のもの, また, 1件90円の過少徴収があった。	過大徴収のものは還付処理を, 過少徴収のものは追加徴収を行った。	平成28年12月29日過大徴収分還付 平成28年12月19日過少徴収分収納

### 【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
嘱託職員の年次有給休暇の付与時間数の誤りが複数名あった。監査実施時点では報酬額に影響はなかったものの, 有給休暇の取得状況によっては報酬額の算定に影響が生じることを再認識し, 慎重かつ適正な事務処理に努められたい。	いずれも適正に付与しなおした。 今後は勤務年数がわかる一覧を作成するなどして適正に管理することとした。

## 監査指摘事項の措置状況通知書

保健所

平成28年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
衛生検査課	<p>(3) 契約に関する事務</p> <p>ア 液体クロマトグラフ質量分析機器一式及びリアルタイムPCR機器一式賃貸に係る再リース契約の積算において、特段の理由もなく参考見積額を基準とせず、予算額で積算したことにより、積算金額が過大となっていた。</p> <p>なお、結果として契約金額に影響はなかった。</p>	再リース契約の積算に当たり、参考見積額に基づくなど積算根拠を明確にし、適正な積算を行うこととした。	平成29年 3月1日
保健総務課, 衛生検査課, 食肉衛生検査所	<p>イ 保健所競争入札等選考委員会について、審議の方法は、同設置要綱第5条及び第6条に基づき、委員長が招集する会議によるものとし、緊急を要するときは回議をもって審議に代えることができるとされているが、監査対象とした13回の審議の全てが、回議によるものとなっていた。選考委員会は、契約事務の統一的かつ適正な執行の確保を図ることを目的に設置されているものであり、安易に回議による審議とすることは、必要かつ十分な審議が行われず選考委員会の形骸化を招くおそれがあることから、設置目的を踏まえた適正な審議方法の在り方について検討されたい。</p>	保健所競争入札等選考委員会設置要綱に基づき、契約事務の統一的かつ適正な執行の確保を図るため、緊急を要する場合を除き、会議により審議することとした。	平成29年 2月23日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成28年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
学務課	(3) 契約に関する事務 ア 教育用コンピュータの賃貸借契約において、落札決定後7日以内に契約の締結を行うこととされているが、正当な理由もなくこの期間内に締結されていないものがあった。	課内において、適正な契約事務を行うよう周知徹底を図った。	平成28年 12月22日
東光小学校, 東光中学校	(5) 学校に係る事務 ア 学校敷地内に設置されている町内会所有のゴミステーションで、使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手續がなされていないものがあった。	目的外使用許可の手續を行った。	平成28年 9月28日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
措置を講じたもの等はありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成28年度 (No.2) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子育て支援課 (ワーカーズコープ指定管理者グループ)	(1) 団体に関する事項 ア 指定管理業務基本協定書第5条では、管理運営に係る会計は独立した区分経理を行わなければならないとされているが、経費の収支報告書において、指定管理業務ではない支出として通信運搬費で16,430円、廃棄物収集運搬処理費で3,500円、租税公課で200円分の支出があり、区分経理が適切に行われていなかった。	指定管理業務ではない支出として指摘があった経費は別事業の経費であったため、振替を行い、修正した収支決算書を提出した。	平成29年 2月28日
	イ 指定管理業務基本協定書第6条に係る経費の収支状況の報告において、中途退職者分の計算漏れ等により人件費で508,111円の過少報告となっているもの、また、戻入分の計算漏れにより消耗印刷費で2,600円の過大報告となっているものがあった。	収支状況を精査し直し、過不足のあった経費（人件費と消耗印刷費）を反映させて正しい収支決算書を提出した。	平成29年 2月28日
	ウ 指定管理業務に係る会計処理において、指定管理者が別に受託する指定管理業務との間で、資金のやり取りが行われていたほか、団体本部が負担すべき経費が含まれており、独立した区分経理に不明瞭な点が見受けられたことや、消費税の計算に人件費などを入れており算出方法に誤りがあったことから、適正な会計処理と	別の業務等との資金のやり取りは今後行わないこととした。消費税の算出方法についても改善を図った。	平成29年 2月28日

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子育て支援課 (ワーカーズコープ指定管理者グループ)	<p>なるよう、経理方法の見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項</p> <p>イ 基本協定に基づく事業報告書には、施設の管理業務の実施状況について記載することが定められているが、指定管理者が行った建築物等の点検や、設備の保守点検業務等について記載されていなかったことから、施設の維持管理が適切に行われていることを確認するためにも、事業報告書の内容を改善するよう指導されたい。</p> <p>ウ 基本協定書において、指定管理者が管理経費により購入した物品は市の所有となり貸与物品の取扱いとなるが、物品の受入に係る必要な手続や、備品台帳の更新を行っていなかったことから、指定管理者が取り扱う物品について適正な管理を徹底されたい。</p>	<p>平成28年度の事業報告書から、設備の保守点検業務等について明記した報告書の様式に改めるよう指示したところであり、既に改善されている。</p> <p>会計事務の手引に基づいて、指定管理者が購入した物品について貸与の手続を完了し、備品台帳の更新を行った。</p>	<p>平成28年10月31日</p> <p>平成28年10月25日</p>

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成28年度（No.2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
産業振興課 (一般財団法人産業創造プラザ)	(1) 団体に関する事項 ア 補助金を充当して実施した経営指導・企業育成事業において、補助金の交付申請代表者である当団体が共同実施者に係る補助対象経費を一時的に負担し、補助金額の確定通知を受けた後に、当団体の一時負担額から補助金額を控除した額を共同実施者へ請求することとしているが、一時負担額を誤って当該請求額を算定したことにより30,124円の過大徴収となっていた。	指摘のあった過大徴収分については、速やかに共同実施者に還付した。	平成28年 11月28日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
措置を講じたもの等はありません。	



## 監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>嘱託職員の執務要領において，年次有給休暇の有無，勤務形態，勤務時間などで実際の勤務条件と異なる箇所が散見された。執務要領は，任用に当たり必要な事項を定め適正な人事管理を図ることを目的として作成したものであるため，適切な勤務条件について再検討をした上で正確な内容とするよう整備を図られたい。</p>	<p>平成29年度執務要領作成時に，勤務条件を見直しつつ，整合性のある要領となるように検討し作成した。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

**【指摘事項に対する措置状況】**

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

**【意見，要望等に対する考え方等】**

意見，要望事項	考え方等
<p>学校敷地内に係る行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものが複数見受けられたが，このことは過去の定期監査において繰り返し指摘しているところであり，依然として改善されていないことから，適正な施設管理のため，行政財産の目的外使用許可の取扱いについて各学校に周知徹底を図られたい。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可の取扱いについて，各学校に通知による文書で周知を行うとともに，修繕調査時等に合わせて調査を実施した。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 財政援助団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
科学館 (サイエンスボランティア旭川)	(2) 所管部局（社会教育部）に関する事項 ア サイエンスボランティア旭川 負担金交付要綱では、負担金の交付対象を団体が行う科学館の運営管理・事業活動の支援、並びに科学の理解・普及・学習・研究等に資する自主事業に要する費用として定めているが、事業の実施に当たり、参加者から材料費などの収入を得ていることから、負担金の額の算定における当該収入の充当の取扱いについて交付要綱の見直しを検討されたい。	負担金の額について、「負担対象経費から当該経費に係る講師料、参加料、賛助会員費、雑収入等の収入額を控除した額以内」と明文化して負担金交付要綱を改正した。また事業費においても平成29年4月1日から「事業会計」と「自主事業会計」に分離して事業活動を実施している。	平成29年 4月1日

### 【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
子育て支援課 (ワークスコープ指定管理者グループ)	(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項 ア 指定管理業務に係る経費の収支状況では、区分経理が適正に行われていなかったほか、決算額が誤った金額で報告されていたことから、会計の透明性を確保するためにも、収支状況に計上されている経費の内容等の十分な把握に努められたい。	収支決算書を提出させる際に、併せて総勘定元帳の提出も求め、経費の内容等について把握した。	平成29年 5月30日

### 【意見, 要望等に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
考え方等を整理したものではありません。	

## 監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成28年度 (No. 2) 監査結果報告書 出資団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
産業振興課 (一般財団法人産業創造プラザ)	(1) 団体に関する事項 イ 正味財産増減計算書において、次のとおり表示方法に不備があったことから、表示科目の名称も含め、適正に表示するよう検討されたい。 (ア) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の表示方法については、当団体の財務規程により当該振替額を指定正味財産の部で減額し、一般正味財産の部の経常収益に計上することとされているが、指定正味財産の部で減額の表示がされておらず、一般正味財産の部においても経常収益の欄外に表示されていた。 (イ) 一般正味財産の部の補助金収入として計上すべきものを事業収入に含めて計上していた。	評議会及び理事会を経て、平成28年度決算書から表示方法を修正した。	平成29年 6月28日
産業振興課 (一般財団法人産業創造プラザ)	ウ 財務諸表に対する注記における補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の記載方法については、補助金等の性格を負債及び正味財産科目で明らかにすべきところであるが、補助金等に係る未収金の増減額及び残高の表示となっており、公益法人会計基準の趣旨に則したものとなっていないことから、適正に表示するよう検討されたい。	評議会及び理事会を経て、平成28年度決算書から表示方法を修正した。	平成29年 6月28日
産業振興課 (一般財団法人産業創造プラザ)	エ 財務諸表に係る附属明細書が作成されていないことについて、公益法人会計基準で財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができるが、附属明細書そのものを省略できるとの趣旨ではないことから、作成するよう検討されたい。	評議会及び理事会を経て、平成28年度決算書から表示方法を修正した。	平成29年 6月28日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>既に述べた決算書類の不備のほか，収支計算書の有価証券運用収入の明細及び正味財産増減計算書の小科目における数値誤りや，財務諸表に対する注記において，実態に即していない表現及び数値誤りが見受けられた。当団体は市から多額の出捐を受けていることや，運営費に係る補助金の交付を毎年度受けており，事業実績及び経営成績の情報を正確に開示することは重要なものであることから，内部のチェック体制の強化を図り，適正な決算書類の作成に努められたい。</p>	<p>内部のチェック体制強化を図るため，次の取組を行い，適正な決算書類の作成に努めている。</p> <p>(1)作業のシェアリング          決算及び月次処理は，1名に依存していることから，その作業を複数名にてシェアし共有化を図る。</p> <p>(2)チェックリストの作成          決算及び月次処理において，チェックリストを作成し，その照合及び確認をする。</p> <p>(3)事務分掌の変更          当該事務処理を行う総務管理グループ内の事務分掌を変更し，複数名によるチェック体制の構築と責任の明瞭化を図る。</p> <p>(4)税理士によるチェック機能の強化          これまで，当財団関与の税理士に当該事務処理に係る書類の確認を依頼していたが，今回の指摘事項を共有するとともにチェック強化の申し出を行う。</p> <p>(5)教育体制の構築          当該事務処理に係る知識習得のため，関係する職員の定例的な教育を行う。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

**【指摘事項に対する措置状況】**

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	措置を講じたもの等はありません。		

**【意見，要望等に対する考え方等】**

意見，要望事項	考え方等
<p>自動販売機設置等に伴う行政財産の貸付けにおいて，相手方から公有財産貸付申請書の提出を受けていないものや，1年を超える貸付けで連帯保証人を立てさせない根拠を起案に明記していないものが各部において散見され，旭川市公有財産規則の規定に即していない状況が見受けられたことから，行政財産の貸付けについて，必要な事務手続を整理し，統一的な取扱いとなるよう，周知徹底を図られたい。</p>	<p>平成29年12月4日付け旭管第264号「行政財産の貸付事務の取扱いについて（通知）」により，申請書の提出及び連帯保証人の取扱いについて，各部局に通知を行った。あわせて，「公有財産事務の手引」を改訂（平成29年12月5日施行）し，新たに自動販売機の項目を設け，自販機貸付事務の取扱いについて明記した。</p>

## 監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

### 【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
産業振興課 （一般財団法人産業創造プラザ）	(1) 団体に関する事項 カ 当団体の財務規程において，取得価格が20万円未満の資産は物品と定義し，台帳を設けて年1回以上現物との照合を行うこととされているが，台帳が作成されておらず，消耗品との区分も不明確となっていることから，台帳を整備するとともに，物品の範囲が明確となるよう当該規程の見直しを検討されたい。	物品と消耗品の定義を明確にするため，以下のとおり内部規程の改正を行った。また，規程に基づき台帳を作成した。 （改定）財務規程第25条 物品とは，耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上20万円未満の資産をいう。	規程改正： 平成29年3月15日 台帳整理： 平成29年12月1日

### 【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	



# 監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

平成28年度（No. 2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

**【指摘事項に対する措置状況】**

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
産業振興課 （一般財団法人産業創造プラザ）	(1) 団体に関する事項 オ 契約事務において，契約の方法に係る根拠が不明確なものが散見されたことから，根拠規定等を明らかにすることを徹底するとともに，当団体の財務規程で準用する旭川市契約事務取扱規則に沿った手続の中で，団体の実情に応じた要領を策定することも含め，契約事務の見直しを検討されたい。	契約方法に係る根拠規定等の明記については，財団内で情報共有し，周知徹底を行った。 また，平成30年4月1日付で契約事務取扱要領を制定した。	平成30年 4月1日

**【意見，要望等に対する考え方等】**

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	